

日大に當惑すべき事出来仕可き奉存候、是亦一大急事務なり」とあるのみである。是等の事實に據つて考ふるに元年正月下旬に於て、木戸が兵庫へ出向した形跡のない事は略之を想像し得ると思ふ。又伊達宗城の「御手留日記」によれば、正月二十四日の條に、外國事務總督たる伊達は是非木戸を大阪に伴はんと思したが、三條公は木戸を總裁局顧問に任ずるからきて之を許さず。斯くて二月朔日に至り、木戸は遂に外國事務掛を兼攝することとなつて、始めて下阪したのである。而して二月八日には最

明の萬曆時代日本人のマカオ驅逐に就て

文學博士 矢野仁一

早歸京して居た事實があるから、若し木戸が伊藤と兵庫に會見したとせば即ち右の下阪の際であつて、二月朔日以後同八日以前の間ではなからうか。果して然らば薩藩領土十萬石獻納の數日前の事に屬し、伊藤公の實話に符合する點が多いと思ふ。尤も木戸が版籍奉還の建議を三條岩倉兩卿の許に差出したのは、伊藤と會見して歸京後早々の事であるか、或は薩藩領土返獻の上表後であるかは全く不明で、何等之を推定するに足るものがない。

十六七世紀の頃日本人のマカオに往來する者が多かつた事は、近藤守重の『亞媽港紀略』(卷上)に引用せる寛永十九年(一六四二年)、明崇禎十五年)長崎平戸人別帳に、川崎や助右衛門の女房生國高

麗のものにて、慶長十六年(一六一一年、萬曆三十九年)長崎へ來り、天川へ賣渡され、切支丹になり、元和二年歸宅したと云ふ記事、又池本小四郎と云ふ者の父は生國高麗のものにて、幼にして長

崎に來り、切支丹になりて天川へ渡り、慶長二年(一五九七年、萬曆二十五年)長崎に來たと云ふ記事などが見えて居るにても想像される。『野獲編』(卷三十、香山澳)に總督張鳴岡が、萬曆四十二年に嶼夷即ちマカオに於ける葡萄牙人の近狀を疏言したる中に、「嶼中私倭奴、且私蓄築墻垣、抗殺官兵倭已有妻子廬舍、今不亡一矢、逐名取船、押送出境、數十年嶼中之患、一旦祛除」と言つてある。『明史』佛郎機傳にも「總督戴耀在事十三年、養成其患、番人又潛匿倭賊、敵殺官軍」の文が見えて居る。當時日本人のマカオに居住する者夥多しく之が驅逐は當時の大問題たりしことは明かである。

當時マカオには日本人のみならず、亞細亞各地の人民は群聚雜居して居た筈であるのに、何故に日本人のみの驅逐は問題となつたか、萬曆四十二年日本人の驅逐後、海道俞安性が石碑に勒したと

云ふ禁額の中に澳商即ち葡萄牙商人が倭奴を畜養して従前通り洋船に順搭して貿易する者あれば軍法を以て處分すべきことを命じたる一條がある。

又一六〇六年(萬曆三十四年)青州(Green Island, Ilha Verde)の天主堂が支那人に依つて襲撃燒燬された時に、此天主堂内に奉仕したる日本の從僕等が之に抗拒せんとし、葡萄牙の耶蘇會徒に、少害を惜むが爲めに巨害を醸すは患なりとて遮止されたことがある、トリゴウルト『支那西教史』に、若し此時に日本の從僕等を遮止しなかつたならば、怯懦な支那人を撃退し、暴動を甚しからざる鎮壓することは必ずしも難事でなかつた様に述べてある。當時マカオに於て宗論上の激烈なる黨争が起り、耶蘇會反對の徒が此頃北京より歸つてマカオにありし耶蘇會士ラザルス、カタチウハス(Lazarus Cataneus) 支那帝位覬覦の陰謀を抱いて居るとの流説を撒布したことがある。此時カタチウス援助

の爲めに、印度及び日本より水軍が來りつゝあると云ふことが、深く支那人間に信せられて廣東各地方に非常な騷擾と恐怖とを傳播したことは、亦トリゴウルトの記事に見えて居る。當時日本人は南支那或は南海諸島に於て勇敢無比を以て稱せられ、畏怖せられて居たことは想像される。マカオの葡萄牙人は之を利用し、或は貿易船に乗せて、海賊の防禦に當らしめ、或は天主堂又私邸に於ても番人として使役し、警護に當らしめたものである。一六二三年(天啓三年、元和九年)アムボイナに於て、和蘭人の爲めに英吉利人と共に虐殺された日本人なども矢張りかうした種類の日本人で、従僕として英吉利人に使役されて居た者のものである。葡萄牙人がマカオの天主堂砲臺城壁等の建築に日本人を使役したことは疑ひがない。有名なマカオのセントパウロ天主堂は一六〇二年(萬曆三十年、慶長七年)に建立せられたものであるが

それは日本人の手に成つたものゝ様である。ジイサスの『史的マカオ』に、セント・パウロ天主堂の建築中、板圍ひが設けられたので、支那人は大きな砲臺でも秘密に建築されつゝある如く疑ふ様になつたが、それは此二事に従事せる勞働者は、日本人であつた爲めであるかも知れないと云ふ様な記事が見えて居る。渡邊修二郎氏の世界に於ける日本人に媽港には往時日本人の建立せる寺院今に存し、當時の遺民尙ほ存在するありと言つてあるが、セントパウロ天主堂が一八三四年一月二十六日(或は二十七日)夜の失火で灰燼に歸したことはユングステットの『葡萄牙支那殖民地略史』の記事に依つて明かである。

『野獲編』に「澳中私蓄倭奴、且私築墻垣、抗殺官兵」と言つてあり、『明史』佛郎機傳に「番人又潛匿倭賊敵殺官軍」と言つてあり、又『明史』佛郎機傳張鴨岡の上言に「澳之有倭賊、猶虎之傳翼也」と

言つてあることを考へると、此等の日本人が屢々明の官兵と衝突し、之を苦しめたことが察せられる。それが明のマカオに對する日本人驅逐要求の原因となつたものであることも略ぼ想像されるのである。

此の如く日本人のマカオ驅逐は廣東數十年間の大問題となつたのであるが、萬曆四十二年に至つて始めて實行さるゝことになつた、ダウダウグアースの『印度の葡萄牙人』に支那の一官憲はマカオの葡萄牙人に對し、日本の奴僕を畜養すべからず、支那の人口を收買すべからず、之を收買すれば、髪を剃り葡萄牙人の服裝をなさしむべく、支那官憲の許がなくして、家屋を新造すべからず、未だ妻を娶らざる者は上陸すべからず、宜しく船中に留まるべしと云ふ四條の規則を定めて、之を遵守せしめんとしたるに、葡萄牙人は支那人と事を生ずるを恐れ、之に従ふに至つたことが書いてある。

ジイサスはアンドラーデとカストラとか云ふ様な葡萄牙著作家の記述に依り、此等四條の規則は、一六一四年(萬曆四十二年)の上諭に依て少しく改正されたこと、此上諭を刻したる石碑は議事堂に附設されたことを述べ、舊の如く日本人の入澳を禁じ、支那の人口を收買することを許さざる外に船舶は凡て定例の關稅を納むるを要し、隨つて丈量の後に非れば、入港を許さず、關稅を納めずして、密貿易に従ふ者は、船貨共に沒收し、舊家屋の修繕を許す外、家屋の新造を禁じ、犯す者は之を析毀すべしとの改正上諭を擧げて居る。

『香山縣志』に、申良翰の『香山縣志』(康熙修定)を引用し、萬曆四十二年(一六一四年)海道俞安性の倭奴凡そ九十八人を追散して國に還らしめしことを記し「案申志事⁵⁾在四十一年、一蓋²⁾之譌」と云ふ挿註を施して居る。『香山縣志』が申志に倭奴追散を四十一年の事とせるを、四十二年の誤りと斷じ

たるは、『明史』佛郎機傳の「四十二年總督張鳴岡
檄番人、驅倭出海」の文に據るものであらうが、
前述のダンヴァース、ジーサスなどの記事を参照
すれば必ず四十一年でなくして四十二年であると
は定めない様である。『澳門紀略』(官守篇)に萬曆
四十二年俞安性が五事を條具して石に勒し、永禁
としたことを述べてあるが、これはジーサスに、
一六一四年の上諭に依つて改正され、議事堂内の
石碑に銘刻されたと言つてある新規則であること
は明かである。俞安性の五事之首條は、倭奴畜養
を禁じたもので其原文は左の通りである。

禁畜養倭奴、凡新舊澳商、敢有仍前畜養倭奴、

順搭洋船貿易者、許當年歷事之人前報嚴拿、處
以軍法、若不舉一從重治、

萬曆四十一年にマカオより驅逐されし日本人
は、葡萄牙人の爲めに僕役の勞を執れる日本人に
限つた譯であるが、若し當時マカオに於て、別に

宗教上の職務に服し、或は貿易上の業務に従事せ
る日本人があつたとしても、それは驅逐の例にな
かつたのであるが『野獲編』張鳴岡の疏言に、「倭已
有妻子廬舍、今不亡一矢、逐名取船、押送出境、數
十年嶼中之患、一旦祛除」の文あり、『明史』佛郎機
傳張鳴岡の疏言に「似不若申明約束、內不許一奸
闖出、外不許一倭闖入、無啓釁、無弛防、相安無患
之爲愈」の文あり。彼此参照すれば、當時マカオ
にありし日本人は、葡萄牙人の爲めに僕役の勞を
執りしものゝ外に無かりしかごうかは分らぬが、
兎も角一人も残らず驅逐さるゝことになつた様に
考へられる。

然るに茲に一の疑問は、明の萬曆四十二年(一
六一四年)は我慶長十九年で、徳川家康が我國に
在留せる天主教各會の外國人、神職、修道士、傳
道士は勿論、日本人の神職、修道士、信徒までも海
外に放逐した年であるが、此等日本人の放逐者の

一部は、マカオに渡航したと云ふ説のある事である。マカオに於て日本人が一人も残らず驅逐さるゝに至つた年に於て、日本人が新に日本からマカオに渡航したと云ふ事は、若し事實とすれば、實に不思議な事と言はなければならぬ。此時放流されし日本人の百餘人なりしことは、『駿府記』『武德編年集成』(通航一覽卷百九十二)『長崎港草』(長崎叢書第二編)『外國入津記』(通航一覽卷百八十四)『大久保記別集』(通航一覽卷百八十四)『間關雜記』(同上)『古集記』(同上)『長崎實錄大成』(同上)『六本長崎記』(同上)等の記事に依つて知る事が出来る。慶長十九年の天主教徒放逐は慶長十八年十二月二十二日(一六一四年一月三十一日)夜江戸城に於て仰出されし金地院崇傳の撰に威りし『伴天連追放之文』の結果にして、此には「彼伴天連徒黨、皆反伴政令、寸土尺地無所措手足、速掃攘之」云々とあり、彼等を國外に放逐するを目的とした

るものにして、放逐地のマカオであると、フィリッピンであるとは、問ふ所でないのである。前東京大學教師リースの『葡萄牙人日本放逐の原因』やスタイヘンの『耶穌教諸大名』に此時の禁令は日本國內の天主教徒を、外國人日本人の別なく悉く之を長崎に放逐し、長崎より更にマニラ及びマカオに放逐せむことを命じたものゝ様に述べてあるが放逐地を指定するのは此禁令の趣旨ではなく、又不可能なことであつたのである。日本の史籍中放逐地に言及して居るものは多くは天川若しくは天川と解釋すべき西洋と言つて居り、呂宋と言つて居るものは少ない。僅かに『契利斯督記』(通航一覽卷百八十四)に呂宋へ流罪仰付けられしことを記し『六本長崎記』(同上)に南蠻西洋國に遠流仰付けらる、南蠻西洋國と申は、呂宋あまかはの邊なりと言ひ、『長崎港草』(長崎叢書二編)には高山内藤等の天川に流罪せられしことを述べながら、此

時の追放は、皆呂宋國へ遣されしやと言つてある位なものである。『新安手簡』新井白石の安積澹泊に對する返書には、南坊如安等の呂宋に往きしことを述べて居るが、これは白石が或る外國人（羅馬人）に質問して始めて知つた事實である。要するに、日本にては此慶長十九年の放逐者の放逐先に就ては、注意する者もなく、又實際に於て知つて居る者もなかつた様である。ラセツの『日本西教史』に、此時日本から放逐されし者は、ドミニカン、オーガステイン、フランシスカン各會の司祭職 (Prêtres Religieux) 二十一人、教兄 (Freres) 五人、日本人司祭七人、司祭候補者五人、耶蘇會修道士百十七人、神學校生徒百人、傳道士 (Catechists) 即ち司祭の布教事業補助者百人にして三艘の船に分乘して、長崎を出帆した様に言つてあるが、此三艘の中、一艘は航路をフィリッピンに取りて、高山右近殿一族、ジュリエ夫人以下數

多の貴婦人、耶蘇會司祭八人、司祭候補者十五人、日本青年聖職者十五人、西班牙修道士若干名は之に乗組み他の二艘は航路をマカオに取り、前記修道士、耶蘇會士六十人、神學校生徒五十人は之に乗組むだ様に書いてある。頗る曖昧な記事で、フィリッピンに向ひし一艘の船に、高山右近等日本人の乗組みし者ありしは明かなるも、マカオに向ひし二艘の船に、日本人の乗組みしものありしかどうかは、これだけでは明かでない。然るに稍々後世の編纂物ではあるが、シャルヴォアの『日本史誌』に(高山)右近殿(内藤)丹波侯父子及び其全家族、オーガステイン、ドミニカン、フランシスカン各會の修道士全部、耶蘇會士二十三人は一艘の支那ジャンク船に乗組みてフィリッピンに向ひ、耶蘇會士七十三人及び各階級に屬する多數の日本人は、二艘の船にて、マカオに向ひしことを述べてある。シャルヴォアは之に就て葡萄牙人は此

等日本諸侯をして、彼等の都市マカオを其退居地として選定せしめむことを熱望したるも、審慮熟議の末、之を良策に非ずと信じたることに就ては一歴史家はマカオの葡萄牙人が常に恭謙謹慎以て其主權者たる支那帝の歡心を結ばざるべからざる地位にあるが故に、支那帝の心陰かに其國內に於て多數の勇敢なる日本人、殊に公方様家康が一人能く敵の全軍に當るに足ると言つて畏懼したる有名な高山右近殿を見ることを願はざるを察したものであらうと考へて居るが、然し自分シャーブルゾアの考へでは、さうではなく、日本人の支那國內にあることを恐るゝの情は、支那帝よりは、公方様の方が甚だしい筈であつて、彼は常に支那帝との開戦を考へて居るから、右近殿の敵國支那に投ずるを喜ばざるは明かで、これは右近殿をしてマカオより一層遠方のフイリツピンに退去の決心を爲さしむるに至りたる理由であるまいかと附言

し、理由は兎も角、多數の日本人がマカオに向つた様に述べて居る。彼の前文の趣旨は此附言の爲めに稍々曖昧になつた觀はあるが、これは勇敢なる高山右近等日本諸侯のマカオに退去せざりし理由を述べたもので、各階級に屬する日本人のマカオに向ひしことを否定したのではない。シャーブルゾアが引用したる一歴史家とは伊太利史家バルトリを指すものであることは明かで、其有名な¹⁰⁾耶蘇會史の日本の部にマニラに向ひし日本人のことを述べ、高山右近に關し、葡萄牙人等は彼をマカオに迎へることを熱望せしが、それは出來なかつた、支那は日本の仇敵として、彼ほどの武藝の達人をマカオに置くことを危険として肯んせなかつた爲めであると言つて居る、然しバルトリは此時マカオに上陸せる日本放逐者の中に、日本人が居つたかどうかと云ふことに就ては、何とも書いてないが、スタイヘンの『耶蘇教諸大名』には、

一六一四年の日本放逐者に關するマニラの記録に據つたと言つて、マニラに向ひし一艘の船は、長崎奉行の一人村山某に依つて艤裝されしもので、高山、内藤及び其一族、長老二人、各會宣教師約三十人、ジュリア内藤及び其隨行者十四人を收容したることを述べ、又バジエスの『日本基督教史』に據つたと言つて、マカオに向ひし他の二艘にも有名な天主教徒あり、其中でも、トーマス浮田の如きは、最も有名なもので、其外七十餘人の耶蘇會士ありしことを述べて居る。バジエスにはどうしたのか、トーマス浮田のことは見當らないスタイヘンのバジエスに據つたと言つて書いて居る所は、何に據つたものか分らぬが、全く根據の無い説とも思はれぬ様である。

バジエスは一方に於て、一艘の船はフランシスカン、ドミニカン、オーガステイン各會の修道士耶蘇會士二十三人、傳道士若干名及び日本人の放

逐者即ちジュスト右近殿、内藤德庵、其他京阪地方の放逐者若干名、並に婦人等を收容して、マニラに向ひ、二艘の船は耶蘇會の修道士十三人、傳道士生徒及び日本人放逐者の殘餘を收容して、マカオに向ふ筈であつたことを述べて居るが、一方に於ては、マニラに向ひし者は、耶蘇會の修道士二十三人、ドミニカン會神父二人、フランシスカン會士四人、オーガステイン會士二人及び長老でマカオに向ひし者は神父三十三人、耶蘇會の教兄二十九人であると言ひ、マニラに向ひし者にも、マカオに向ひし者にも、日本人の居つたことは、本文には述べて居ない。然しマニラに向ひし耶蘇會の修道士二十三人の所に註脚を施し、支那人は最近の戰爭に依つて、日本人を怨み、彼等の支那領内に在るを許さず、此時も日本人の修道士等は支那に渡航することを許されなかつたことを述べ又マカオに向ひし耶蘇會の神父三十三人、教兄二

十九人の所に註脚を施し、マニラに往くことが出来なかつた日本人は交趾(Cochin-China)に向けて航送さるゝことになつたことを述べて居る、マジエスは此時日本人のマニラに向ひし者あるは、彼等は支那の領土たるマカオに渡航するを許されざりしが爲めである。さればとて百餘人の日本人を盡くマニラに上陸せしむることも出来ない、マカオ行の船に便乗せしめて、交趾に送つたものである。マカオ行の船が高山右近等マニラに向ひし日本人放逐者以外の日本人を收容したるは、之をマカオに航送する爲めに非ず、交趾に航送する爲めであると考へて居る様である。バジエスは何の據る所あつて、日本人の交趾に航送されしことを述べて居るか明かでない。一六一四年(即ち萬曆四十二年)の日本人驅逐令は永く其効力を有したか否かは頗る疑はしいが、少くも其當時に於ては餘程嚴重に實行された様であるから、日本から放

逐されし日本人がマカオに上陸することを許さるゝ筈はない。萬曆四十二年にマカオから驅逐されし日本人の行先に就ても、分らないが、此同じ年に日本から放逐され、マカオに向へる日本人の運命に就ても、之を確かむべき精確の史料が未だ發見されないのは遺憾至極である。バジエスは一六一四年に日本を放逐されし日本人の一部が交趾に航送されしことを言つて居るだけで、根據を示さないのは甚だ物足りないが、全然荒唐無稽の事は考へられない。交趾支那に於て天主教の布教事業が効を奏し改宗者を出したのは一六一五年を以て始めとするが、それは葡萄牙の貴族フェルディナンド・デ・コスタがマカオから交趾支那を巡視した結果であつて、當時既にマカオと交趾支那との間に密接な交通があつたのみならず、西班牙のフランシスカン修道士¹²³⁾バートロメウ・ルイスの如きは既に一五八三年以來交趾支那に於て居住を許さ

れ、布教事業に着手して居るのである。

- (1) Nicolas Trignaut (金尼閣), *Histoire de l' Expedition chrétienne au Royaume de la Chine*, 1616, Lyon, J. IX. P. 889.
- (2) Jesus, *Historie Macao*, p. 58
- (3) Ljungstedt, *A Historical Sketch of Portuguese Settlement in China*, 1836, Boston, p. 17
- (4) Danbers, *The Portuguese in India*, Vol. II. p. 213.
- (5) 香山縣志卷四海防附澳門
- (6) Ludwig Riess, *Die Ursachen der Vertreibung der Portugusen aus Japan*, (1614—1639), s. 1.
- (7) M. Steichen, *Christian Daimyos*, p. 273
- (8) Crasset, *L' Histoire de l' Eglise du Japon*, Tom. II, Liv. xiv. pp 274-291.
- (9) Chantvoix, *Histoire et Description general du Japon*, Tom. II, p. 193, 1736, Paris.
- (10) P. Daniells Bartoli, *Dell' Istria della Compagnia di Gesù il Giappone. Seconda parte dell' Ssia*, Libro Terzo Parte seconda, p. 262.
- (11) Pagés, *Histoire de la Religion Chrétienne au Japon*, Chap. XVI, pp. 278, 280.
- (12) Ferdinand de Costa
- (13) Bartholomew Reis

歌謠史上に於ける「雜藝」に就きて

文學士 志 田 義 秀

我が國の歌謠史上、平安朝後期に雜藝と總稱される諸種の新歌謠が起つて、其れが次期の近古期へも流れて、種々な開展を遂げたことは、人の知る如くであるが、この雜藝といふものも、前後可